

あわら市監査委員告示第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を下記のとおり公表する。

平成29年12月28日

あわら市監査委員 近藤 茂

あわら市監査委員 向山 信



記

1. 監査の種別 財政援助団体等監査

2. 監査対象団体
- ① 越前加賀県境の館
 - ② 芦原温泉芸妓協同組合
 - ③ あわら市観光協会

3. 監査の対象（平成28年度分）

越前加賀県境の館指定管理委託料	3,230,000 円
芸妓協同組合事務局運営事業補助金	1,774,000 円
芸妓協同組合芸能育成事業補助金	900,000 円
あわら温泉湯のまち広場指定管理委託料	12,450,000 円

4. 監査の内容

平成28年度財政援助団体等に係る出納及び事務の執行状況

5. 監査の期間

平成29年11月10日

6. 監査の方法

指定管理に関しては、協定等の締結は適正に行われているか、また管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正か、さらに事業報告書の点検は適切になされているかについて関係書類や関係諸帳簿等の照合、関係職員からの説明聴取その他通常実施すべき監査を実施した。

補助金に関しては、市の補助金が交付条件に従って活用され十分効果が上げられているか、また補助金に係る収支の会計経理は適正で出納関係帳簿は確実に整理されているか、さらに補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正かなどに主眼を置き、関係書類や関係諸帳簿等の照合、関係職員からの説明聴取その他通常実施すべき監査を実施した。

7. 監査の結果

① 越前加賀県境の館

(越前加賀県境の館指定管理委託)

公共施設は市民の大切な財産であることから、将来を担う次世代へ過度な負担を残さないよう安全性を保ちながら、最適に有効活用できるような公共サービスを提供する必要性がある。そのためにも、当該施設は県境という珍しい立地であることから、近隣の施設と共同での誘客を増やす工夫を積極的に取り組んでいただくとともに、担当所管においても観光事業の推進と認知度の向上に努められたい。

また、補助団体、所管課においては、今後も継続して出納関係帳票および証拠書類の確認を行い、適正な補助金交付事務処理に努めるとともに、交付要件に即した管理運営に努められたい。

② 芦原温泉芸妓協同組合

(芸妓協同組合事務局運営事業補助金)

(芸妓協同組合芸能育成事業補助金)

芦原温泉発祥当時から続く芦原芸妓の伝統文化の維持と温泉観光地としての地域社会への振興発展を目的として運営費用の一部を助成しているところだが、会計処理等において、一部の書類において不備が見受けられた。また、長年継続している事業のためか馴合い的な軽率な考え方があるような傾向が見受けられるため、これらを排除するためにも、所管課においては今後、厳格に収支決算書類や支払証拠書類等を審査するよう努めるとともに、交付団体への指導監督を適切に行い、補助金交付事務の適正化に努められたい。

今後は、全国的に温泉観光地に対する観光客のニーズが多様化している現状

を踏まえ、その内容を的確に把握する必要性があり、事業の費用対効果を十分検討し観光事業の発展に努められたい。

③ あわら市観光協会

(あわら温泉湯のまち広場指定管理事業)

当該管理業務は温泉観光事業としての位置づけを踏まえ、市民と来訪者（観光客）の交流が生まれる賑わいの中心施設としての役割を背負っており、各施設の利用については、安全で快適な施設を運営していく必要性があり、今後も継続して利用者のニーズも考慮しながら効率的な管理運営に努められたい。

一方、施設等の管理・運営に関しては、費用対効果を重視した「最小の経費で最大の効果」が得られるように努め、質の高い管理・運営に努められたい。

また、所管課においては、補助金交付の公平性、実効性を高めるために、補助対象やその金額を適切に定め、交付後においても補助効果を把握し、常に検証を行うなど補助金交付事務の適正化に努められたい。